

財務省告示第百五十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行日
利付国庫債券（二十年）（第九十 三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で三百八十六億円	三百八十三億二千五百九十四万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年三月二十六日	額面金額百円につき九十九円二

十一
十二
の経利
払過子
込み率

十九
年二・〇パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{6}{365}$$

十三
初期
利子

平成十九年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四
第二期
以後の
利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十五
償還
金額

平成三十九年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六
元利
支所

日本銀行

十七
払込
期日

平成十九年三月二十六日

十八